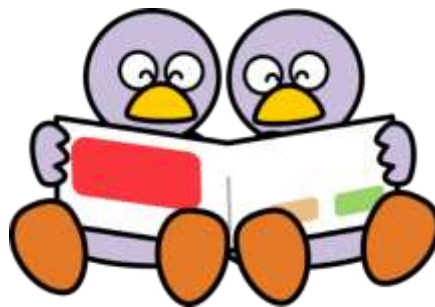


# 埼玉県子供読書活動推進計画（第四次）

～すべての子供たちに本との出会いを～



埼玉県マスコット「コバトン」

平成31年3月

埼玉県教育委員会

## はじめに

読書は、子供たちに豊かな感性や想像力を育むとともに、多くの知識を得たり多彩な文化を理解したりするなど、心の成長に大きな役割を果たすものです。また、読書を通じて他者に寄り添う心情や思考力を高め、学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、人生をより深く生きる基礎を養うものです。

本県では、このような読書の意義を踏まえ、平成16年3月に「埼玉県子ども読書活動推進計画」、平成21年3月に「埼玉県子ども読書活動推進計画（第二次）」、平成26年7月に「埼玉県子供読書活動推進計画（第三次）」を策定し、子供の読書活動を推進する取組を展開してきました。

近年、スマートフォンやSNS等の普及によるコミュニケーションツールの多様化など、子供たちを取り巻く環境は著しく変化しており、数々の情報の中から自分の考えをまとめ、表現するなど、Society5.0の到来と言われる時代に必要となる資質や能力の育成が求められています。

また、第三次計画の最終年度である平成30年4月には、国の「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（第四次）」が策定され、子供たちの読書習慣の形成や読書への関心を高める取組を充実することが述べられています。

このような状況を踏まえ、本県では、これまでの成果を検証するとともに、様々な環境に置かれた子供たちに本との出会いを創出していくことを基本に、「埼玉県子供読書活動推進会議」において計画の改定を進めてまいりました。

この度、平成31年度からの5年間に取り組む施策を「埼玉県子供読書活動推進計画（第四次）」として策定しました。本計画では、家庭、地域、学校による取組を通じて、子供たちの発達段階に応じた読書習慣の形成を図るとともに、より多くの人々が子供の読書活動に関わり、県内の子供読書活動が一層活発になることを目指しております。

県といたしましては、関係部局や機関、市町村などと連携を深めながら、次代を担うすべての子供たちが本と出会うことで、自らの人生を豊かにできるよう、様々な施策を着実に進めてまいりますので、県民の皆様の御理解、御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、「埼玉県子供読書活動推進会議」委員の皆様には、貴重な御提言を頂きましたことに深く感謝申し上げます。

平成31年3月

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥生

# 埼玉県子供読書活動推進計画（第四次）

## ～ すべての子供たちに本との出会いを ～

### 目 次

はじめに

<b>第1章 第四次計画の策定に当たって</b> .....	1
1 計画策定の背景 .....	1
2 計画の性格 .....	1
3 計画の期間と対象 .....	2
<b>第2章 第三次計画期間における取組状況</b> .....	2
1 全体目標 .....	3
2 推進の柱 .....	4
(1) 家庭における子供の読書活動の推進 .....	4
(2) 地域における子供の読書活動の推進 .....	4
(3) 学校等における子供の読書活動の推進 .....	5
(4) 子供の読書活動に関する啓発・広報の推進 .....	6
(5) 子供が読書に親しむための推進体制の整備 .....	7
<b>第3章 子供の読書活動推進に向けて</b> .....	8
1 子供の読書活動を取り巻く状況 .....	8
(1) 学校図書館法の改正 .....	8
(2) 学習指導要領の改訂等 .....	8
(3) 国及び県における第3期教育振興基本計画の策定 .....	8
(4) 障害者差別解消法の施行 .....	9
(5) 教育機会確保法の施行 .....	9
(6) 情報通信手段の普及・多様化 .....	9
2 基本方針 ～すべての子供たちに本との出会いを～ .....	10
(1) 家庭、地域、学校における子供が読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実 ..	10
(2) 子供の読書活動に関する啓発・広報の推進 .....	10
(3) 子供が読書に親しむ推進体制の充実 .....	11

<b>第4章 子供の読書活動を推進するための具体的な方策</b> .....	12
<b>施策1 家庭における子供の読書活動の推進</b> .....	12
<b>施策2 地域における子供の読書活動の推進</b> .....	13
(1) 公立図書館における推進 .....	14
(2) 児童館における推進 .....	16
(3) 民間団体等への支援 .....	16
<b>施策3 学校等における子供の読書活動の推進</b> .....	16
(1) 幼稚園や保育所などにおける推進 .....	17
(2) 小・中学校、高等学校、特別支援学校における推進 .....	17
(3) 読書活動に支援が必要な子供に対する取組の推進や環境整備 .....	19
(4) 家庭、地域との連携・協働による推進 .....	20
<b>施策4 子供の読書活動に関する啓発・広報の推進</b> .....	20
(1) 「子ども読書の日」などの啓発・広報 .....	20
(2) 優良図書の普及 .....	21
(3) 子供の読書への関心を高める取組 .....	22
<b>施策5 子供が読書に親しむ推進体制の充実</b> .....	22
(1) 県の推進体制 .....	23
(2) 市町村への支援 .....	23
<b>資 料</b> .....	24
1 埼玉県子供読書活動推進計画（第四次）～すべての子供たちに本との出会いを～ 施策体系表 .....	24
2 県内市町村における「子ども読書活動推進計画」策定状況 .....	26
3 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号） .....	27
4 関係法令・計画等一覧 .....	29
5 埼玉県子供読書活動推進会議設置要綱 .....	30
6 埼玉県子供読書活動推進会議委員名簿（平成29・30年度） .....	32
7 検討の経過 .....	33

# 第1章 第四次計画の策定に当たって

## 1 計画策定の背景

本県では、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年12月）の制定と国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（平成14年8月）の策定を受け、平成16年3月に「埼玉県子ども読書活動推進計画」を、平成21年3月には同第二次計画、さらに平成26年7月には「埼玉県子供読書活動推進計画（第三次）」（以下、「第三次計画」という。）を策定し、子供が読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実に努めました。

その結果、「ブックスタート」など乳幼児を持つ保護者向け事業の実施率が100%となり、県内公立図書館の児童書貸出冊数が1,360万冊を超えるなどの成果が見られる一方、県内市町村の「子ども読書活動推進計画」策定率が60%台に留まっているといった課題も挙がっています。

第三次計画策定後には、「学校図書館法」の改正（平成27年4月施行）や、学習指導要領の改訂（平成29年3月、平成30年3月）など、学校における子供の読書環境に関する動きがあり、また「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の施行（平成28年4月）や「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（教育機会確保法）の全面施行（平成29年2月）により、図書館利用に障害のある子供への対応が求められています。

さらに、近年のスマートフォンなどの情報通信機器やインターネットなどのデジタル情報メディアの急速な普及・発達は、子供の生活習慣や読書環境に大きな影響を与えていると言われています。

このような中、国では、平成30年4月に「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（第四次）」が策定されました。

県では、このような状況を踏まえて、子供たちが読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を身に付けていけるよう、本県の子供の読書活動の更なる推進を図る「埼玉県子供読書活動推進計画（第四次）～すべての子供たちに本との出会いを～」を策定しました。

## 2 計画の性格

本計画は「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条に基づき、国の「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（第四次）」（平成30年4月）を基本とするとともに、本県における子供の読書活動の推進を図るものです。

また、「埼玉県5か年計画－希望・活躍・うるおいの埼玉－（平成29年度～平成33年度）」及び「第3期埼玉県教育振興基本計画（平成31年度～平成35年度）」を踏まえた、子供の読書活動の推進に関する実施計画となっています。

市町村においては、同法第9条第2項により国の計画及び本計画を基本にするとともに、地域の実情を踏まえ、市町村における子供の読書活動の推進に関する計画の策定に努めることとされています。

### 3 計画の期間と対象

本計画の期間は、平成31年度から平成35年度までの5年間とし、必要に応じて見直しを行います。また、本計画における「子供」とは、おおむね18歳以下の者をいいます。

## 第2章 第三次計画期間における取組状況

第三次計画（平成26年度～平成30年度）では、「子供の読書活動の習慣化を目指す」という全体目標の下、家庭、地域、学校における子供の読書活動の推進に係る様々な取組を実施するとともに、啓発や広報、推進体制の整備に努めました。

この章では、第三次計画における取組や数値目標の達成状況などの成果と、課題を整理します。

#### （参考1）第三次計画における取組内容等

取組内容		指標名	目標値
子供の読書活動の習慣化		学校の授業時間以外に、普段（月～金）全く読書をしない児童生徒の割合	小学校6年生 15%以下 中学校3年生 23%以下
推進の柱	1 家庭における子供の読書活動の推進	「ブックスタート」など乳幼児を持つ保護者向け事業の実施率	100%
	2 地域における子供の読書活動の推進	県内公立図書館における児童書の貸出冊数	1,370万冊
	3 学校等における子供の読書活動の推進	学校図書館を活用した授業の計画的実施率	100%
	4 子供の読書活動に関する啓発・広報の推進	「子ども読書の日」関連行事の県内市町村実施率	94%
	5 子供が読書に親しむための推進体制の整備	県内市町村の「子ども読書活動推進計画」の策定率	90%

(参考2) 第一次～第三次計画の取組内容

計画	推進の柱 1	推進の柱 2	推進の柱 3	推進の柱 4	推進の柱 5
第一次 H16   H20	家庭・地域、学校での子どもが読書に親しむ機会の提供と充実	子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実	子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進	子どもが読書に親しむための推進体制の整備	—
第二次 H21   H25	家庭、地域、学校での子どもが読書に親しむ機会の提供と充実	子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実	子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進	子どもが読書に親しむための推進体制の整備	—
第三次 H26   H30	家庭における子供の読書活動の推進	地域における子供の読書活動の推進	学校等における子供の読書活動の推進	子供の読書活動に関する啓発・広報の推進	子供が読書に親しむための推進体制の整備

## 1 全体目標

子供たちが発達段階に応じ、自ら読書に親しみ読書習慣を身に付けることが重要であることから、「学校の授業時間以外に、普段（月曜日から金曜日）まったく読書をしない児童生徒の割合」について、第三次計画期間内の5年間で小学校6年生を15%以下、中学校3年生を23%以下にすることを目指しました。

平成29年度には、全く読書をしない児童生徒の割合は、小学校6年生は3.1ポイント減の17.9%、中学校3年生については1.4ポイント減の29.4%でした。

### <全体目標>学校の授業時間以外に、普段(月～金)全く読書をしない児童生徒の割合

小学校6年生	平成25年度 21.0%	→	平成29年度 17.9%	目標値 15%以下
中学校3年生	平成25年度 30.8%	→	平成29年度 29.4%	目標値 23%以下

(文部科学省「全国学力・学習状況調査」のうち、埼玉県に関するデータ)

## 2 推進の柱

### (1) 家庭における子供の読書活動の推進

#### ア 取組内容・成果

保護者が読書の重要性や読み聞かせの楽しさなどを理解・体験できる「ブックスタート」など、乳幼児を持つ保護者向けの事業の実施率<sup>1</sup>を指標とし、全ての市町村での実施を目指しました。未実施の市町村には、0歳児健診時に優良図書リストの配布などを働き掛け、平成29年度には全ての市町村で取組が実施されました。

<数値目標1> 「ブックスタート」など乳幼児を持つ保護者向け事業の実施率

平成25年度	平成29年度	目標値
60市町村	63市町村	63市町村
95.2%	100%	100%

(県立久喜図書館・生涯学習推進課調査)

#### イ 課題

今後は、「ブックスタート」など乳幼児を持つ保護者向け事業について、0歳児健診時だけでなく、幼児や児童の発達段階に応じた継続的な事業<sup>2</sup>が県内で実施されるよう支援する必要があります。また、地域の商業施設と連携した「親子ふれ合い活動」<sup>3</sup>や公民館等での「親の学習」講座において、「埼玉県家庭教育アドバイザー」による読み聞かせを行い、保護者へ啓発する機会を増やしていくことも必要です。

さらに、県立久喜図書館の「子ども読書支援センター」<sup>4</sup>では、保護者からの子供読書活動に関するニーズに対応するとともに、乳幼児向け絵本リストの効果的な配布や広報に努めていくことも大切です。

### (2) 地域における子供の読書活動の推進

#### ア 取組内容・成果

地域における子供の読書活動の推進については、公立図書館における児童書<sup>5</sup>の貸出冊数を指標とし、目標値を1,370万冊としました。

公立図書館が県内各地で様々な事業を展開し、子供の読書活動の推進に努めた結果、

<sup>1</sup> この数値には、健診会場等での読み聞かせや絵本の紹介など、絵本の配布を伴わない事業を実施する市町村数を含んでいる。

<sup>2</sup> 小学校入学の際などに本を贈る「セカンドブックスタート」、さらには中学校入学時の「サードブックスタート」等、乳幼児以外の年齢を対象とした事業などがある。

<sup>3</sup> 商業施設のオープンスペースなどを利用し、来店した親子連れを対象に、親子で楽しむことのできる手遊びやダンス、簡単な工作を行うほか、布絵本や大型絵本などを用いた読み聞かせを実施している。

<sup>4</sup> 平成17年度に県立久喜図書館に設置。子供読書に関する各種資料や豊富な児童書を揃え、子供読書活動に関する支援事業を実施している。

<sup>5</sup> 乳幼児から小・中学生向けに書かれた図書。絵本、昔話、児童文学、伝記、科学の本などがある。



貸出冊数は1, 361万冊まで増加しましたが、目標値には至りませんでした。

### <数値目標2> 県内公立図書館における児童書の貸出冊数

平成25年度	→	平成29年度	目標値
1, 295万冊		1, 361万冊	1, 370万冊

(埼玉県図書館協会「埼玉の公立図書館」)

## イ 課題

県立図書館では、市町村立図書館や大学・学校図書館と定期的な交流・連携を図る必要があります。また、各公立図書館では、デージー<sup>6</sup>やLLブック<sup>7</sup>など、様々な形態の資料を活用したサービスを通じて子供読書への関心を高め、発達障害の子供や外国籍の子供などに対し、きめ細かな支援をしていくことが必要になっています。

県立図書館は、学校の司書教諭や学校司書から運営上の相談に応ずるとともに、参考となる資料の紹介・普及に努め、学校図書館向け調べ学習用図書の更新やタイトル数の充実を図る必要があります。

また、子供読書活動を推進する民間団体等と連携し、県や県立図書館等のホームページ等で優れた取組に関する情報を発信するとともに、普及に努める必要があります。

## (3) 学校等における子供の読書活動の推進

### ア 取組内容・成果

県では、総合教育センターにおいて、公立学校の司書教諭などに研修を実施し、学校図書館を活用した指導の充実を図るとともに、小・中学校における読書活動の取組の参考となるよう、各学校の優良事例を収集し、ホームページ「本の広場」<sup>8</sup>で発信しています。

こうした取組を踏まえ、数値目標を「学校図書館を活用した授業の計画的実施率」とし、授業で計画的に学校図書館を活用するよう働き掛けました。その結果、平成28年度<sup>9</sup>には、小学校で98.1%、中学校で94.0%となったものの、100%には至りませんでした。

<sup>6</sup> DAISY: Digital Accessible Information System「アクセシブルな情報システム」の略。誰もが使えるアクセシブルなデジタル資料。読みたい章や節、ページに容易にたどり着くことができる。視覚障害者向けの音声のみの資料の場合、CD1枚に50時間以上の音声を収録することができる。ディスレクシア（読み書き障害）を含む発達障害者などにも有効な読書障害者向けのマルチメディアデージーは、音声に加えてテキストや画像をシンクロして再生できる。

<sup>7</sup> LLはスウェーデン語のlättlästの略で、易しく読みやすい本のこと。知的障害や学習障害などがある人が読みやすいよう、易しく短い言葉、分かりやすい文章で書かれており、内容を理解する助けとしてイラストや写真、絵文字なども添えられている。

<sup>8</sup> 文部科学大臣表彰を受賞した県内の読書活動優秀実践校をはじめ、小・中学校における効果的な読書活動の取組事例を掲載している。(https://www.pref.saitama.lg.jp/f2214/902-2009122-62.html)

<sup>9</sup> 数値目標の基礎データとしている文部科学省の「全国学力・学習状況調査」の内容が平成29年度に変更となったため、平成28年度の調査結果を用いた。

(http://www.nier.go.jp/kaihatsu/zenkokugakuryoku.html)

<数値目標3> 学校図書館を活用した授業の計画的実施率

平成24年度	→	平成28年度	目標値
小学校97.2%		98.1%	100%
中学校91.0%		94.0%	100%

(文部科学省「全国学力・学習状況調査」のうち、埼玉県に関するデータ)

イ 課題

県は、小・中学校の学校図書館に対し、市町村教育委員会向けの会議等を通じて、学習指導要領に基づく図書館を活用した指導について一層働き掛けるとともに、国の「学校図書館ガイドライン」や埼玉県の図書標準達成状況の情報提供を行い、学校図書館の整備を推進する必要があります。

また、教職員の研修については、総合教育センターにおける研修を通じて、小・中学校での指導者の育成を図るとともに、県立学校の司書には新任司書研修会等を実施し、資質の向上を図る必要があります。

県立高校図書館の活用については、司書教諭、学校司書などとの連携により、各教科において学校図書館を活用した学習活動を継続するとともに、知的書評合戦（ビブリオバトル）などを通じて、生徒の読書に対する関心を高める必要があります。

県立特別支援学校における読書環境の整備・充実については、各学校図書館の適切な環境と資料の整備・充実をめるとともに、児童生徒の興味・関心や、障害の状態に応じた取組を進める必要があります。

(4) 子供の読書活動に関する啓発・広報の推進

ア 取組内容・成果

県内市町村の図書館、学校等では、毎年4月23日の「子ども読書の日」<sup>10</sup>にちなんで、様々な資料展示やおはなし会などの関連行事が行われています。こうした「子ども読書の日」に関連する行事について、公立図書館のある全59市町村での実施を数値目標としました。平成29年度は55市町で実施されましたが、目標には至りませんでした。

<数値目標4> 「子ども読書の日」関連行事の県内市町村実施率

平成25年度	→	平成29年度	目標値
44市町		55市町	59市町村
69.8%		87.3%	94%

(文部科学省「子ども読書の日」に関する取組予定状況調査のうち、埼玉県に関するデータ)

※下欄の「%」は、63市町村に対する割合を示す。

<sup>10</sup> 「子どもの読書活動の推進に関する法律」により、「国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため」(第10条第1項)定められた。

## イ 課題

県は、「子ども読書の日」関連行事について、引き続き市町村に実施を働き掛けるとともに、県内全ての市町村で実施されるよう、啓発・広報に努める必要があります。

また、参考となる先進的な事例や県、関連団体等の推薦・推奨図書等について、ホームページや図書展示の機会を通じて周知したり、各種イベントや関連団体の事業を活用したりするなど、情報発信の方法を工夫する必要があります。

### (5) 子供が読書に親しむための推進体制の整備

#### ア 取組内容・成果

子供が読書に親しむための推進体制の整備には、市町村で計画を策定し、その計画に基づき、関連部署や有識者等による取組を推進することが重要です。そこで、数値目標を県内市町村の「子ども読書活動推進計画」の策定率としました。県では、毎年「子供読書活動推進会議」を開催し、計画の実施状況、達成状況について点検・評価を行うとともに、市町村における計画の策定を促進するため、関係会議等での働き掛けや、市町村からの相談に応じました。

その結果、「子ども読書活動推進計画」を策定した市は31市（78%）から34市（85%）、町村では3町（13%）から6町（26%）に増加し、県内市町村における計画の策定率は9.5ポイント増の63.5%となりましたが、目標には至りませんでした。

#### <数値目標5> 県内市町村の「子ども読書活動推進計画」の策定率

平成25年度	→	平成29年度	目標値
34市町		40市町	57市町村
54.0%		63.5%	90%

(文部科学省「『子ども読書活動推進計画』策定状況調査」・生涯学習推進課調査)

※下欄の「%」は、63市町村に対する割合を示す。

## イ 課題

県は、市町村が「子ども読書活動推進計画」を策定する際の参考となる情報を収集し、未策定の市町村に周知するとともに、市町村を訪問して計画策定の意義を伝え、必要な支援や助言を行うなど、策定を働き掛ける必要があります。

## 第3章 子供の読書活動推進に向けて

### 1 子供の読書活動を取り巻く状況

平成26年7月の第三次計画策定以降、子供の読書活動を取り巻く状況は大きく変化しています。

#### (1) 学校図書館法の改正

平成27年4月、「学校図書館法の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が施行され、「専ら学校図書館の職務に従事する職員」（改正法第6条）として学校司書が法制化されました。

文部科学省では、「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議」による「これからの学校図書館の整備充実について（報告）」（平成28年10月）を踏まえ、学校図書館の運営上の重要な事項について望ましい在り方を示す「学校図書館ガイドライン」、学校司書に求められる専門的知識・技能習得のための望ましい科目・単位数等を示す「学校司書のモデルカリキュラム」を定め、同年11月に「学校図書館の整備充実について（通知）」で公表しています。

#### (2) 学習指導要領の改訂等

中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（平成28年12月）を踏まえ、学習指導要領等が改訂され、平成29年3月に幼稚園教育要領、小学校及び中学校学習指導要領、平成30年3月に高等学校学習指導要領が公示されました。

新幼稚園教育要領では、引き続き、幼児が絵本や物語等に親しむこととされ、それらを通じて想像したり表現したりすることを楽しむこと等が示されています。

小・中学校及び高等学校の新学習指導要領では、言語能力の育成を図るため、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要としつつ各教科等の特質に応じて言語活動を充実することや、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の自主的、自発的な読書活動を充実することが盛り込まれています。

#### (3) 国及び県における第3期教育振興基本計画の策定

国では、平成30年6月、第3期教育振興基本計画を閣議決定しました。対象期間は平成30年度～平成34年度の5年間で、「夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する」など五つの基本的な方針の下、子供読書活動の推進に触れた「豊かな心の育成」など21の教育政策の目標を掲げています。

一方、本県では「第3期埼玉県教育振興基本計画（平成31年度～平成35年度）」を平成31年3月に策定しました。子供読書については、「目標Ⅰ 確かな学力の育成」や「目標Ⅱ 豊かな心の育成」に位置付け、家庭、地域、学校において子供が読書に親しむ機会の提供や環境の整備・充実、啓発・広報を行い、推進体制を整備することを掲げています。

#### (4) 障害者差別解消法の施行

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)の施行(平成28年4月)により、図書館等の社会教育施設では、障害者への合理的配慮の提供が義務付けられました。公立図書館では、これまでも障害のある子供たちへの取組を行っていますが、合理的配慮の下、すべての子供たちが読書に親しめる環境づくりが求められています。

#### (5) 教育機会確保法の施行

平成28年12月に公布(平成29年2月完全施行)された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」(教育機会確保法)では、不登校の児童生徒や、多様な背景・事情から就学に課題を抱える外国籍の子供に対する配慮も求められています。

#### (6) 情報通信手段の普及・多様化

近年の情報通信手段の普及は、子供の読書環境にも大きな影響を与えていると言われています。例えば、児童生徒のスマートフォンの利用率は、平成26年度は小学生約17%、中学生約42%、高校生約91%だったものが、平成29年度には小学生約30%、中学生約58%、高校生約96%に増加しています<sup>11</sup>。これに伴い、スマートフォンやタブレット端末などを活用したSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)等のコミュニケーションツールも多様化しています。

また、電子書籍の普及など読書を取り巻く環境が変化する一方、書店の数は年々減少しています。県内の書店数は、30年間で約4分の1となっており<sup>12</sup>、図書館や児童館等の公共施設以外で子供たちが気軽に本に触れることのできる場所が減ってきています。

これらに加え、埼玉県全体の年少人口(0~14歳)が漸減傾向<sup>13</sup>にある中で、外国籍の子供は増加<sup>14</sup>するなど、社会構成は大きく変化しています。このような状況を踏まえ、一人一人の子供に対するきめ細かな取組が求められています。

<sup>11</sup> 内閣府「平成29年度青少年のインターネット利用環境実態調査」(第2部 第1章 青少年調査の結果 図表Ⅱ-1-1-2 インターネット接続機器の利用率(性・学校種別、性・年齢別))

(<http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/h29/net-jittai/pdf-index.html>)

<sup>12</sup> 「出版データブック」「出版年鑑」(ともに出版ニュース社刊)によれば、平成以降、全国書店商業組合に加盟する県内書店数は、平成2年の561をピークに年々減少し、平成29年には127となっている。

<sup>13</sup> 「埼玉県町(丁)字別人口調査」(平成30年1月1日現在 結果報告2(1)表 年齢3区分別人口の推移(昭和54年~平成30年))によれば、昭和57年以降、人口、構成比ともに一貫して減少している。

(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0206/a009/kekahouhoukoku30.html>)

<sup>14</sup> 「埼玉県学校基本調査 統計表」(市町村別外国人児童数・帰国児童数)によれば、平成25~29年度の4年間で、外国人児童数(県内小学校)は、2,602人(川口市460,さいたま市355,深谷市96,越谷市92,草加市、本庄市121など)から4,333人(川口市988,さいたま市605,戸田市198,越谷市187,草加市177など)となり、1.67倍に増加している。( <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0206/a219/index.html> )

## 2 基本方針 ～すべての子供たちに本との出会いを～

子供たちの読書を取り巻く環境が変化する中、幼少期から様々な人が関わり、子供の発達段階に応じた支援や、「すべての子供たちに本との出会いを」創出することにより、読書の習慣化を図るとともにすべての子供たちに本を読む楽しさや喜びを体験できるようにする必要があります。

県では、国の「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（第四次）」と第3期埼玉県教育振興基本計画、前章でまとめた第三次計画期間の数値目標の達成状況と課題を踏まえ、次のとおり第四次計画の基本方針を定め、子供の読書活動の推進を図ります。

### 【第四次計画における基本方針】

- (1) 家庭、地域、学校における子供が読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実
- (2) 子供の読書活動に関する啓発・広報の推進
- (3) 子供が読書に親しむ推進体制の充実

### (1) 家庭、地域、学校における子供が読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実

子供が読書習慣を身に付けるためには、家庭、地域、学校において、子供たちの日常生活の中で読書に関心を持つような環境を整えるとともに、子供の発達段階に応じて、子供の読書活動を広げ、読書体験を深める機会を充実させることが重要です。

そこで、保護者や大学生、高齢者、ボランティアなど子供を取り巻くあらゆる人たちが子供の読書活動の習慣化に向け、積極的な役割を果たしていくことができるよう、公立図書館をはじめ、放課後や休日に子供たちが集う児童館、放課後子供教室、放課後児童クラブ等、子供たちの居場所に関わる人たちとの連携・協働<sup>15</sup>を働き掛けます。

また、県の関係部局が、子供が読書活動に携わる学校、図書館などの関係機関、民間団体などと緊密に連携・協力し、子供に読書に親しむ機会を創出するよう努めます。

さらに、公立図書館や学校図書館などが機能を十分発揮できるよう、図書資料や設備を充実させるとともに、子供読書活動に関わる人材の育成に努めます。

### (2) 子供の読書活動に関する啓発・広報の推進

子供の自主的な読書活動を推進するためには、子供の読書活動の意義や重要性について、身近な大人である保護者、教職員、司書、保育士などはもとより、広く県民の理解と関心を深める必要があります。

また、子供の自主的な読書活動を推進する気運を醸成するため、読書活動の意義・重要性について各種行事や研修会などの機会に啓発を行うとともに、県内の優良事例を収集し、様々な広報媒体を活用して子供読書活動に関する情報の発信や共有を図ります。

<sup>15</sup> これからの学校と地域の目指すべき連携・協働の姿は、平成27年12月の中央教育審議会答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」で言及されている。

### **(3) 子供が読書に親しむ推進体制の充実**

子供の読書活動を総合的に推進するためには、家庭、地域、学校それぞれが相互に連携・協力して、子供の自主的な読書活動が推進されるよう、体制の整備に努める必要があります。

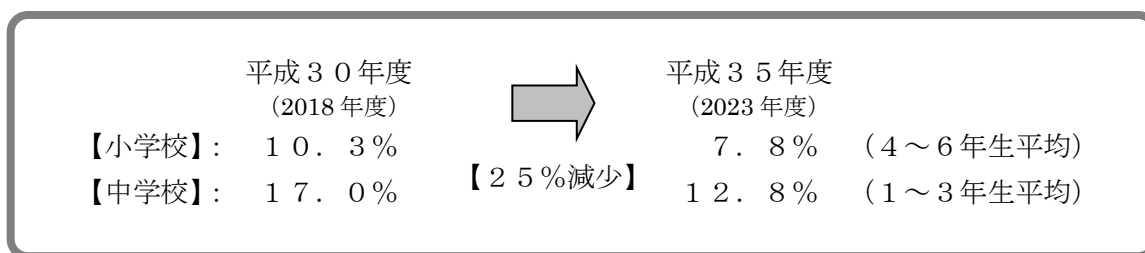
あわせて、子供の読書活動に関する施策を総合的、計画的に推進するため、県の関係部局の連携・協力をはじめ、学校、図書館、民間団体などの関係者による総合的な推進体制を継続するとともに、計画策定後の実施状況や達成状況について、定期的に点検・評価します。市町村においても、計画策定が進むよう、必要な支援を行います。

## 第4章 子供の読書活動を推進するための具体的な方策

第3章における三つの基本方針に基づき、次に掲げる全体目標と五つの施策、41の主な取組を通じて、子供読書活動の推進を図ります。

全体目標としては、子供の読書活動の習慣化を図るため、「埼玉県学力・学習状況調査」における1か月に1冊も本を読まない児童生徒の割合を今後5年間で約25%減少させることを目指し、小学生は7.8%以下、中学生は12.8%以下を目指します。

### ■全体目標■ 1か月に1冊も本を読まない児童生徒の割合<sup>16</sup>



(「埼玉県学力・学習状況調査」)

### 施策1 家庭における子供の読書活動の推進

#### 【施策の方向】

子供の読書習慣は、日常の生活を通じて形成されるものです。近年、共働き世帯が増加<sup>17</sup>していることなどから、多忙な保護者が子供の読書活動に取り組みやすくする工夫が必要です。

県では、子供の読書活動の意義や重要性について、各家庭での理解が深まるよう、社会教育施設や各福祉施設等、地域の商業施設などと連携した、親子ふれ合い活動で「埼玉県家庭教育アドバイザー」による読み聞かせを積極的に実施し、乳幼児期からの読書活動の推進を図ります。

また、「ブックスタート」や「家読(うちどく)」<sup>18</sup>など、保護者が読書の重要性や読み聞かせの楽しさなどを理解・体験できる実践事例を市町村に紹介し、実施を働きかけます。

<sup>16</sup> 教科書、参考書、漫画、雑誌を除く。小学校4年生～6年生、中学校1年生～3年生が対象。

当該質問紙調査が実施された平成28年度以降、小・中学校ともに横ばい傾向となっているが、各年5%程度、5年間で25%の減少を目指す。

<sup>17</sup> 平成29年版厚生労働白書によれば、共働き等世帯数(雇用者の共働き世帯)は、平成9年以降、「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」を一貫して上回り、増加傾向で推移している(「図表1-2-11 共働き等世帯数の年次推移」)

(<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/17/backdata/01-01-02-11.html>)。

<sup>18</sup> 家庭において子供を中心に家族で同じ本を読むことで、本を媒介として相互理解を深め、家族の絆が一層深まることを目指す活動。県内では、三郷市、三芳町などの取組事例がある。両市町では家読(うちどく)に取り組むとともに、議会議決による「読書のまち」宣言を行っている。

※三郷市「日本一の読書のまち」(<http://www.city.misato.lg.jp/item/14653.htm>)

※三芳町「よみ愛・読書のまち」(<https://www.lib.miyoshi.saitama.jp/libguide?1&pid=256>)



さらに、「子ども読書支援センター」（県立図書館）では、優良図書リストの作成・配布などにより、保護者への働き掛けを行います。

第三次計画において、県内市町村の「ブックスタート」など乳幼児を持つ保護者向けの事業の実施率は100%となりましたが、内容の充実を図るため、家庭における子供の読書活動の推進に向けた数値目標は、読み聞かせなど乳幼児と保護者がともに読書に親しむ事業の実施率とし、平成35年度に全ての市町村で実施されることを目指します。

## ■数値目標1 ■ 乳幼児と保護者がともに読書に親しむ事業<sup>19</sup>の実施率

	平成29年度 (2017年度)	→	平成35年度 (2023年度)
実施市町村数	53市町村		63市町村
実施率	84.1%		100%

(県立久喜図書館・生涯学習推進課による調査)

### 【主な取組】

#### ○1 乳幼児から読書に親しむきっかけとなる取組の推進

「ブックスタート」等の事業の質を高め、優良図書等のリスト作成、配布や福祉部門との連携、多くの市町村で取り組まれている「家読（うちどく）」などの実践事例の紹介を通じ、市町村に乳幼児が読書に親しむきっかけとなる取組の実施を働きかけます。

#### ○2 「埼玉県家庭教育アドバイザー」による啓発活動の充実

県が家庭教育学級や子育て講座に指導者として派遣する「埼玉県家庭教育アドバイザー」による、読書や読み聞かせに関する研修や、地域の商業施設等と連携した「親子ふれ合い活動」を行います。

#### ○3 「子ども読書支援センター」（県立図書館）による保護者への支援

おはなし会など子供と本を結ぶ行事の実施、乳幼児向け絵本リストの書店・商業施設・病院等での配布などにより、保護者による子供の読書活動を支援します。

## 施策2 地域における子供の読書活動の推進

### 【施策の方向】

地域における子供の読書活動の推進を図るため、県では、保護者をはじめ、子供と本を結び付ける人たちに向けた広報や研修会、読書関連の事業を展開し、すべての子供たちが多くの本と出会えるよう努めます。

<sup>19</sup> 例えば、①乳幼児と保護者に絵本を贈る（又は乳幼児向けブックリストを配布する）ことに加え、②絵本を楽しむ体験として、読み聞かせやおはなし会等の開催も併せた事業のこと。東松山市では、「ブックスタート」のみでなく、3歳児健診の際に、図書館で絵本と引換えできるチケットを渡す「セカンドブック」事業を実施している。

公立図書館は、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成24年12月改定）を踏まえて、図書館資料、施設などの整備充実と子供読書活動を担う児童サービス担当司書などの専門的職員の配置・研修により、地域における子供の読書活動を推進する中心となる読書支援センターとして運営されることが求められています。公立図書館の設置者である県や市町村は、指定管理者など管理・運営を外部に委託する場合等においても、サービスの維持・向上、専門的職員の配置・研修が行われるよう努める必要があります。

とりわけ県立図書館は、県内図書館ネットワークの中核としての役割もあり、「子ども読書支援センター」における相談業務や、ボランティア・市町村立図書館職員等子供の読書に関わる人への研修を実施します。また、博物館や美術館などと連携し、参加や体験を通じて子供たちが多様な興味関心を持てるよう努めます。

児童館では、「児童館の設置運営要綱」（平成24年5月改定）を踏まえ、地域の子供にとって一層身近な読書施設となるよう、図書室の充実を図ることが必要です。県では、市町村に対して優良図書の整備やボランティアによる読み聞かせの実施等を働き掛けます。

県内の各地域において活動する地域文庫や家庭文庫、また、放課後子供教室、放課後児童クラブ、ボランティア団体などの民間団体に対しては、子供たちの身近に本を置くなど活動の支援を進めます。

地域における子供の読書活動の推進の数値目標は、公立図書館における子供一人当たりの貸出冊数とします。今後県内の子供の数の減少が見込まれますが、子供たちがより多くの本に触れるとともに、公立図書館での児童サービスの充実を図るため、子供一人当たりの貸出を増やすことを目標とします。

## ■数値目標2■ 県内公立図書館における子供一人当たり<sup>20</sup>の貸出冊数

	平成29年度 (2017年度)	平成35年度 (2023年度)
子供1人当たり	13.6冊	14.6冊
(貸出冊数)	1,361万冊	1,373万冊

(埼玉県図書館協会による調査)

### (1) 公立図書館における推進

#### 【主な取組】

#### ○4 県立図書館による市町村立図書館の支援

市町村立図書館の求めに応じて、図書館サービスや運営に関する助言を行うとともに

<sup>20</sup> 本計画における「子供」とは、おおむね18歳以下の者を指すが、公立図書館の児童室では、乳幼児から中学生向けの児童書を配置し、利用者の多くは中学生までであることから、本数値目標では、0歳～15歳までの人口を算出基礎とした。(高校図書館の利用状況については、「埼玉高図研年報」(埼玉県高等学校図書館研究会発行)における調査がある。)

に、「埼玉県内図書館横断検索」システム<sup>21</sup>の活用や効率的な資料搬送網の維持・整備などにより、県全体の子供の読書活動推進に関する図書館サービスの向上に努めます。

#### ○5 市町村立図書館職員の研修の実施

県立図書館は、埼玉県図書館協会と協力し、市町村立図書館の児童サービス担当職員に対する経験や勤務年数などに応じた入門から専門講座まできめ細かい研修を実施することにより、県内図書館全体の職員の資質の向上を図ります。

#### ○6 図書館未設置町の公民館図書室への連携・支援

図書館未設置町において、子供の読書活動を推進する役割を担う公民館図書室には、配本所の設置、資料の搬送や協力レファレンス<sup>22</sup>などによる支援を行うとともに、サービスや運営に関する助言などを行い、図書館設置に向けた機運の醸成を図ります。

#### ○7 児童書の網羅的収集

子供読書活動関係者、関係機関が活動の参考にできるよう、幼児・児童向け図書の網羅的収集に努めるとともに、読書環境の変化を踏まえ、電子書籍の利用について検討します。また、子供の読書に関する調査・研究用資料の収集、海外の各種優良図書賞などを受賞した外国語資料及び青少年図書の収集に努めます。

#### ○8 子供読書活動に関わる調査相談と情報提供の実施

「子ども読書支援センター」（県立図書館）において、保護者、ボランティア、学校関係者、行政関係者など、広く県民からの子供読書活動に関する相談に応えるとともに、乳幼児からYA（ヤングアダルト）サービスまで、幅広く子供読書活動に関する情報を収集し、ホームページ<sup>23</sup>などにより提供します。

#### ○9 子供読書活動に携わる関係者への研修支援

「おはなしボランティア指導者」<sup>24</sup>を養成するとともに、指導者を学校や地域で開催される研修会に派遣するほか、広く県民向けの研修会を実施するなどの取組を通じて、県内における子供読書活動を支援します。

#### ○10 県内各種図書館の交流・連携の推進

「図書館と県民のつどい埼玉」の開催などにより、公立図書館や大学・学校図書館の定期的な交流と連携を進めるとともに、関係者向けの各種の講座や研修を通じて、子供読書への関心を高める工夫を図ります。

---

<sup>21</sup> インターネット上で県立図書館、県内 59 市町の公立図書館などと 7 機関 2 大学図書館（平成 29 年度末現在）の蔵書を一度に検索できるシステム。

<sup>22</sup> 市町村立図書館などで利用者から寄せられた調査依頼や問い合わせについて対応できない場合に、県立図書館が代わって調査し、市町村立図書館などに資料や情報源などを提示するサービス。

<sup>23</sup> 県立図書館「子ども読書支援サービス」（<https://www.lib.pref.saitama.jp/guide/children/>）

<sup>24</sup> 読み聞かせボランティアとして豊富な経験を持ち、子ども読書支援センター（県立図書館）主催「おはなしボランティア指導者養成講座」を修了したボランティアの講師（指導者）

## (2) 児童館における推進

### 【主な取組】

#### ○11 児童館における読書環境の整備

児童館は、健全な遊びを通じて、児童の健康を増進し、また、情操を豊かにすることを目的とした施設で、図書室の設置が義務付けられています<sup>25</sup>。児童館職員による読書活動を進めるとともに、公立図書館や読み聞かせ等の地域のボランティアなどとの連携により、子供が気軽に読書に親しむことができる環境が一層充実するよう、市町村へ働きかけます。

## (3) 民間団体等への支援

### 【主な取組】

#### ○12 民間団体等への支援と交流の促進

読書活動を推進する地域文庫・家庭文庫など、民間団体やボランティアの自主的活動を支援するため、「子どもゆめ基金」<sup>26</sup>事業や子供読書活動に関連する様々な情報を「埼玉県子供読書情報室」<sup>27</sup>や「子ども読書支援センター」（県立図書館）のホームページなどを使って発信し、周知を図ります。また、民間団体等の情報交換・交流を促進するため、「こども読書活動交流集会」を開催します。

## 施策3 学校等における子供の読書活動の推進

### 【施策の方向】

幼稚園・保育所は、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき、乳幼児期に読書の楽しさを味わうことができるよう、乳幼児が絵本や物語に親しむ活動を充実することが期待されています。また、保護者に対して子供の読書活動の意義や重要性について啓発することも求められています。

小・中学校、高等学校、特別支援学校は、児童生徒が読書習慣を身に付け、自由に読書を楽しみ、読書の幅を広げていくことができるよう、また、子供の居場所となれるような環境の整備と適切な支援が求められています。

学習指導要領においても、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を図るなどの観点から、学校図書館を活用した学習活動や発達の段階に応じた体系的な読書指導の推進が求められています。

<sup>25</sup> 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（昭和23年厚生省令第63号）第37条第1項2号

<sup>26</sup> 独立行政法人国立青少年教育振興機構により運営される、子供の健全育成の手助けをする基金。子供の読書活動の振興を図る活動への助成が行われている。

<sup>27</sup> 埼玉県の子供読書活動関係者に対する情報提供のポータルサイト。

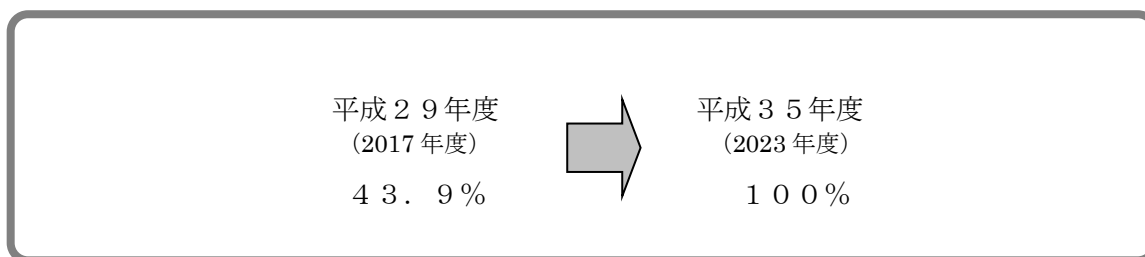
(<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2215/kodomodokusho/index.html>)

小・中学校、高等学校に対しては、児童生徒の読書習慣の確立と読書指導の充実を図るため、「学校図書館ガイドライン」（文部科学省）及び「指導の重点・努力点」（埼玉県）に基づき、校内体制の充実や、司書教諭・学校司書を中心とした学校図書館の環境整備について働き掛けます。特別支援学校においては、児童生徒の状況や特性などを踏まえた読書環境の整備・充実を図ります。

また、図書館利用に障害のある子供に読書の機会を提供するため、県立図書館では、布絵本・音声デージー・マルチメディアデージーの製作・普及、点字絵本、LLブック等の収集などの取組を進めます。さらに、学校図書館等との連携、市町村立図書館の運営への協力や図書館未設置町の公民館図書室への支援を行い、読書活動に支援が必要な児童生徒への取組を進めます。

学校等における読書活動推進の数値目標については、読書離れが著しいと言われる高校生の読書への関心を高めるため、朝読書や知的書評合戦（ビブリオバトル）、読書会など、県立高校における読書活動推進に向けた取組の実施率とし、平成35年度までに、全ての県立高校で取り組むことを目指します。

### ■数値目標3■ 県立高校における読書活動推進に向けた取組の実施率



(高校教育指導課による調査)

#### (1) 幼稚園や保育所などにおける推進

##### 【主な取組】

##### ○13 幼稚園教員、保育士の研修の充実

幼稚園の新規採用教員に対する子供の読書に関する研修を継続するとともに、保育士の研修の充実について市町村に働き掛けます。

##### ○14 講師派遣の実施

幼稚園や保育所で実施する保護者を対象とした様々な学習の機会に、「埼玉県家庭教育アドバイザー」を講師として派遣します。

#### (2) 小・中学校、高等学校、特別支援学校における推進

##### 【主な取組】

##### ○15 学校図書館の充実

小・中学校の学校図書館の充実のため、「学校図書館ガイドライン」（文部科学省）及

び「指導の重点・努力点」（埼玉県）に基づき、学校図書館全体計画の作成や組織的な運営に努められるよう、取組状況を把握するとともに継続的に市町村へ働き掛けます。

#### ○16 学校図書館の環境整備の促進

学校図書館の資料の整備・充実を図るため、「学校図書館ガイドライン」（文部科学省）及び「指導の重点・努力点」（埼玉県）に基づき、学校図書館設備やICTを活用した情報化（蔵書情報のデータベース化等）などによる学校図書館の環境整備の状況を把握し、整備を市町村に働き掛けます。

#### ○17 司書教諭の確保

司書教諭が12学級以上の全ての小・中学校で発令されるとともに、12学級未満の学校についても発令が進むよう市町村に働き掛けます。

#### ○18 教職員の研修の実施

総合教育センター・県立図書館と連携し、小・中学校、県立学校の司書教諭などの教員や県立学校の学校司書の資質向上を図る研修を実施し、学校図書館を活用した指導の充実を図ります。

#### ○19 学校司書の配置・資質向上の促進

小・中学校の学校図書館において児童生徒と本をつなぐ役割を果たす学校司書の配置や資質の向上の促進を市町村に働き掛けます。

#### ○20 小・中学校における効果的な取組に関する情報の収集・提供

小・中学校における読書活動の取組の参考となるよう、各学校における効果的な読書活動の取組事例を収集し、「本の広場」（県ホームページ）などで提供します。

#### ○21 教育活動全体を通じた文字・活字文化に対する理解の促進

国語科を中核としつつ、全ての教科等を通じて、読書習慣を養うとともに、文字・活字文化に対する理解が深まるように努めます。

#### ○22 県立高校図書館の整備・充実

県立高校図書館の資料の整備・充実と、県立高校図書館間の連携体制の整備を進めます。

#### ○23 県立高校図書館の活用

司書教諭、学校司書などとの連携により、県立高校における各教科等による学校図書館<sup>28</sup>の活用を図り、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かす

---

<sup>28</sup> 埼玉県高等学校図書館研究会（県内高等学校の図書館担当教員及び学校司書で構成される）において、毎年、推薦図書を分野別に掲載した冊子「新・高校生のための読書案内」の作成などに取り組んでいる。

ことに努めます。

#### ○24 県立特別支援学校における読書活動の充実

児童生徒一人一人の障害の状況や特性に応じた読書環境の整備や、デージー、点字図書及び大型絵本などの資料の充実を図るとともに、読み聞かせその他の読書活動の取組を推進します。

#### ○25 私立学校に対する子供読書活動の推進に関する情報の提供

私立学校に対して、読書活動の取組の参考となるよう、学校図書館や「子ども読書の日」、「埼玉県推奨図書」などの取組について情報提供を行います。

#### ○26 学校図書館への支援

司書教諭や学校司書からの運営上の相談に応ずるとともに、学校図書館講座、県政出前講座などにより研修を実施します。また、県立図書館における学校支援セット<sup>29</sup>の整備、調べ学習文庫<sup>30</sup>の貸出などにより学校図書館における様々な活動を支援します。また、県立学校図書館への資料の貸出やレファレンスも行います。

### (3) 読書活動に支援が必要な子供に対する取組の推進や環境整備

#### 【主な取組】

#### ○27 すべての児童生徒が読書に親しむための取組

文字を読むことや注意力を保つことが苦手な児童生徒も含め、すべての児童生徒が読書に親しめるよう、読み聞かせや紙芝居、ペープサート<sup>31</sup>など、読書を楽しむための取組事例を収集し、県ホームページなどで情報提供を行います。

また、日本語の図書を読みたいと感じている、日本語が母語でないなど日本語指導を必要とする児童生徒が読書に親しめるよう、支援を行います。

#### ○28 図書館利用に障害のある子供のための読書環境の整備・充実

点字絵本、音声デージー、マルチメディアデージー、布絵本、LLブック、外国語資料等の収集及び「りんごの棚」<sup>32</sup>の整備を図るとともに、特別支援学校・学級の教員等を対象にした研修の実施、図書館利用に障害のある子供に対するサービスについて情報の収集や提供を行います。

<sup>29</sup> 「総合的な学習」「調べ学習」の授業や研修、また、学校図書館での選書の際に教職員の参考となるよう、テーマごとに数十冊単位で揃えた図書。

<sup>30</sup> 「総合的な学習」や「調べ学習」に活用できる図書資料について、「福祉」「ボランティア」「手話・点字」「国際理解」「環境」など、よく使われるテーマごとに数十冊単位でセットにしたもの

<sup>31</sup> 人形劇のように、紙に登場人物（人や動物、物など）を描いて切り抜き、棒をつけて演じるもの。

<sup>32</sup> 誰もが読書を楽しめるよう点字絵本・布絵本・マルチメディアデージー等の資料を置いた棚のこと。県内では、小川町立図書館、川越市立高階図書館等の事例がある。同様の取組として、県立久喜図書館では「見て・聴いて・感じる読書コーナー」を設置している。

## (4) 家庭、地域との連携・協働による推進

### 【主な取組】

#### ○29 読書活動推進に関する情報の収集・提供

「学校応援団」<sup>33</sup>など地域と連携・協働したボランティアによる効果的な読み聞かせをはじめとした取組について、事例を収集し、県ホームページでの提供を行います。

#### ○30 子供読書活動に携わるボランティアへの支援

子供読書活動に携わるボランティアに対して研修会を実施するとともに、ボランティア団体が実施する研修会などに、「おはなしボランティア指導者」を講師として派遣します。

## 施策4 子供の読書活動に関する啓発・広報の推進

### 【施策の方向】

子供の読書活動を推進する社会的気運の醸成を図るため、「子ども読書の日」、「彩の国教育の日」などにおいて、子供の読書活動推進に関する様々な行事や啓発・広報活動を継続するとともに、「埼玉県推奨図書」などの情報を各家庭に届けるよう、情報発信に努めます。

読書活動に関する啓発・広報の推進の数値目標は、県内市町村における「子ども読書の日」関連行事の実施率とし、平成35年度には全63市町村（100%）において実施されることを目指します。

### ■数値目標4 ■ 「子ども読書の日」関連行事の県内市町村実施率

	平成29年度 (2017年度)	⇒	平成35年度 (2023年度)
実施市町村数	55市町村		63市町村
実施率	87.3%		100%

(文部科学省 平成25～29年度「子ども読書の日」に関する取組予定状況調査のうち、埼玉県に関するデータ)

## (1) 「子ども読書の日」などの啓発・広報

### 【主な取組】

#### ○31 「子ども読書の日」の啓発・広報

ポスターやリーフレットの配布、子供の読書に関する総合的なホームページ「埼玉県子供読書情報室」の活用などにより、「子ども読書の日」の啓発や、県内で実施される

<sup>33</sup> 学校における学習活動、安全確保、環境整備などについて、ボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域住民による活動組織。子供の読書活動に関わる活動として、読み聞かせの実施や学校図書館の環境整備などがある。



関係事業の広報を行います。

### ○32 「子ども読書の日」関連行事の実施

「子ども読書の日」に関連して、子供の読書活動に関連する資料展示やおはなし会などを実施します。

### ○33 「彩の国教育の日」の啓発・広報

家庭、地域、学校で連携した取組の一層の充実を図るため、「彩の国教育の日」（11月1日）、「彩の国教育週間」（11月1日～7日）における子供の読書活動に関する実践事例について、県ホームページなどを活用して啓発・広報を行います。

### ○34 「埼玉・教育ふれあい賞」<sup>34</sup>による優秀な取組の表彰

子供読書活動の推進に関して優れた取組を行っている学校や団体を「埼玉・教育ふれあい賞」として表彰し、取組を奨励します。

### ○35 子供の読書活動の推進に関する先進的な取組の紹介・普及

家庭と学校の連携による「親子読書の時間」<sup>35</sup>や「家庭読書」などの取組、学校と公立図書館の連携により子供自身が読書推進活動を体験できる取組<sup>36</sup>など、先進的な事例を紹介・普及するため、関係情報を収集し、県ホームページなどにより提供します。

## （2）優良図書の普及

### 【主な取組】

#### ○36 「埼玉県推奨図書」の選定と広報

埼玉県青少年健全育成条例に基づき、「埼玉県推奨図書」を選定するとともに、チラシの配布や県ホームページでの紹介、イベントや図書館、書店などでの展示により、保護者の理解と関心が高まるよう、「埼玉県推奨図書」の普及に努めます。

#### ○37 優良図書に関する情報の提供

優良図書リストの作成・配布を行うとともに県及び関連団体が推薦・推奨する図書の情報について、子ども読書支援センター（県立図書館）のホームページなどで広報し、優良図書の活用に努めます。

---

<sup>34</sup> 子供たちの豊かな心を育むために、日々の教育活動に熱心に取り組んでいる本県の学校や団体を顕彰する賞。

<sup>35</sup> テレビやゲーム機、ネット機器に接する時間を減らして（アウトメディア）、読書の時間を確保しようとする取組。

<sup>36</sup> 代表的な取組に、図書館の仕組みや本を紹介する方法を学ぶことで、友達や家族に読書の楽しさを伝える「子ども司書」を養成し、子供同士の交流などを通じて子供の読書活動の推進につなげようとする「子ども司書制度」がある。

### (3) 子供の読書への関心を高める取組

#### 【主な取組】

#### ○38 子供の読書への関心を高める取組の推進

県内各地、学校等で既に行われている読書会<sup>37</sup>、お話（ストーリーテリング）<sup>38</sup>、ブックトーク<sup>39</sup>、アニメーション<sup>40</sup>、知的書評合戦（ビブリオバトル）等の取組を支援するとともに、子供同士の体験や意見交換、また、世代を超えた読書体験を通じて交流の促進などを図り、子供の読書への関心を高める取組を推進します。

### 施策5 子供が読書に親しむ推進体制の充実

#### 【施策の方向】

県では、子供の読書活動の施策を総合的、計画的に推進するため、福祉部局等も含めた庁内の関係部局の連携・協力はもとより、県内の学校、図書館、民間団体等の優良事例の紹介等により連携・協働を促進し、総合的な推進を図る必要があります。

市町村における平成29年度の「子ども読書活動推進計画」策定率が63.5%となる一方で、未策定の市町村に向けては、地域の特色を踏まえた「子ども読書活動推進計画」の策定を支援する必要があります。

数値目標は、県内市町村における「子ども読書活動推進計画」の策定率とし、平成35年度には全63市町村（100%）で策定されることを目指します。

#### ■数値目標5 ■ 「子ども読書活動推進計画」の県内市町村策定率

	平成29年度 (2017年度)		平成35年度 (2023年度)
策定市町村数	40市町村	➡	63市町村
策定率	63.5%		100%
	(市 85.0% 町村 26.1%)		(市 100% ) 町村 100% )

(文部科学省『子ども読書活動推進計画』策定状況調査・生涯学習推進課調査)

<sup>37</sup> 数人で同じ本を読み、お互いに感想を話し合うこと。本の新たな魅力に気づき、より深い読書につなげることができる。

<sup>38</sup> 語り手が昔話や創作された物語を全て覚えて語り聞かせること。聞き手は物語を楽しみながら、言葉から想像力や感受性を育むことができる。

<sup>39</sup> あるテーマに沿って関連付けて、複数の本を紹介すること。物語だけでなく、様々なジャンルの本に触れることができる。

<sup>40</sup> 子供たちの参加により行われる読書指導のこと。読書の楽しさを伝え自主的に読む力を引き出すために行われる。

## (1) 県の推進体制

### 【主な取組】

#### ○39 「埼玉県子供読書活動推進会議」による計画の進行管理と研究協議

学校、図書館、民間団体、行政などの関係者からなる「埼玉県子供読書活動推進会議」を開催し、推進計画の実施状況や達成状況を点検・評価し、適切な進行管理に努めるとともに、実践活動の共有や子供たちの声を聞くなど、学校、図書館、民間団体などの連携・協力の在り方に関する研究協議を進めます。

## (2) 市町村への支援

### 【主な取組】

#### ○40 市町村の「子ども読書活動推進計画」策定支援

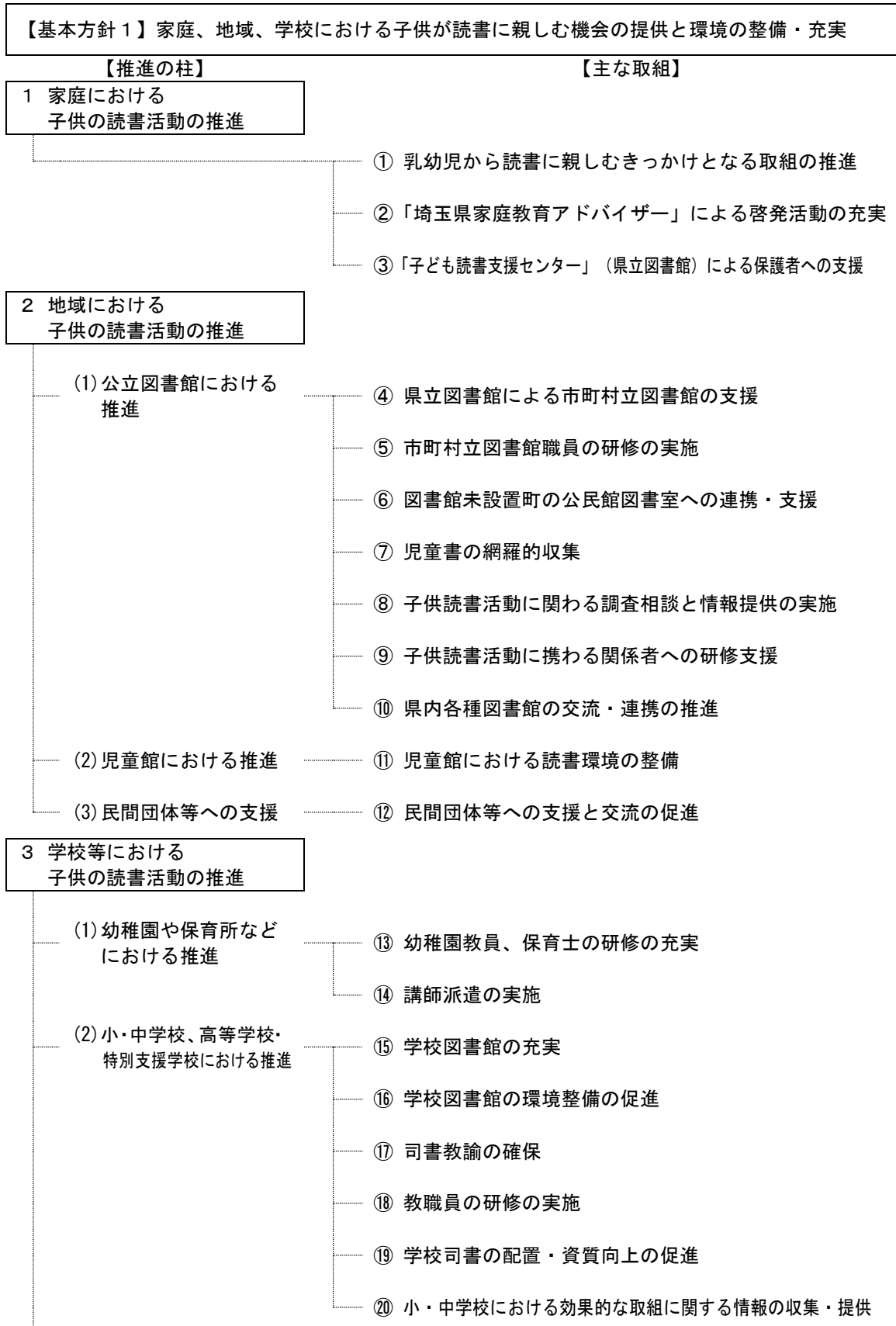
未策定市町村、特に町村の「子ども読書活動推進計画」の策定が進むよう、訪問等による支援や助言を行います。

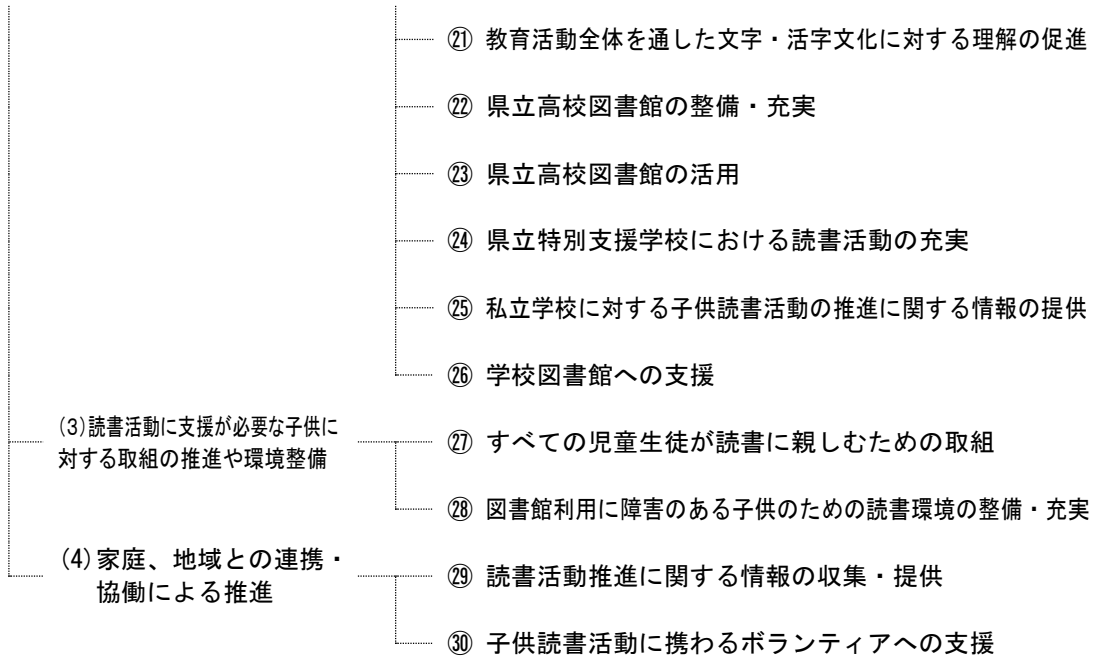
#### ○41 市町村の子供の読書活動推進事業に関する情報の収集・提供

市町村における子供の読書活動の推進の参考となるよう、子供の読書活動の推進体制や子供の読書活動推進事業に関する優良事例等の情報を収集し、ホームページ「埼玉県子供読書情報室」などにより実践を共有し、市町村の活動を一層支援します。

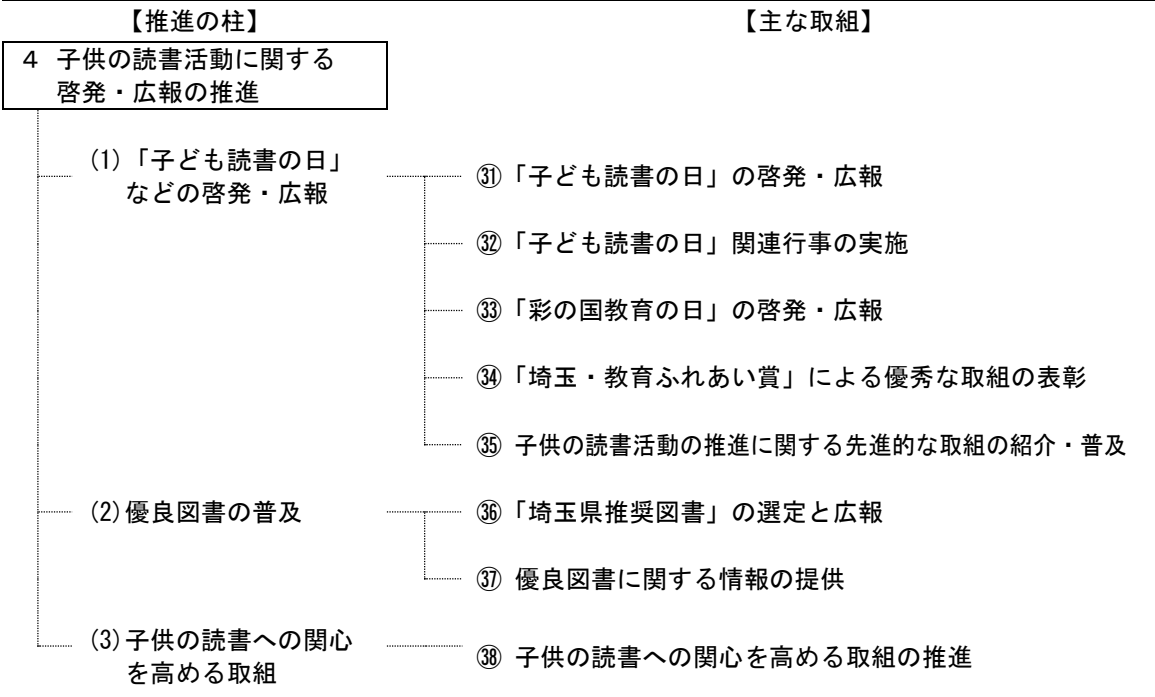
# 資 料

## 1 埼玉県子供読書活動推進計画（第四次）～すべての子供たちに本との出会いを～ 施策体系表

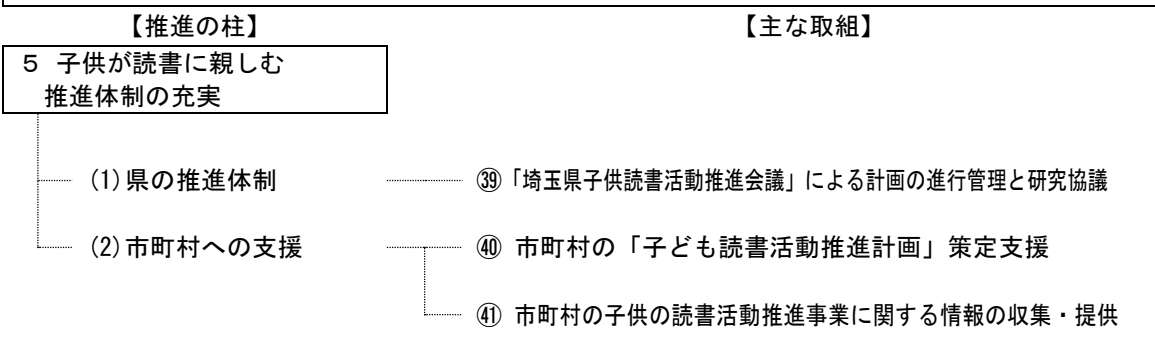




**【基本方針 2】子供の読書活動に関する啓発・広報の推進**



**【基本方針 3】子供が読書に親しむ推進体制の充実**



## 2 県内市町村における「子ども読書活動推進計画」策定状況

	市町村名	策定年月(第一次)	策定年月(第二次)	策定年月(第三次)	Web 公開
1	上尾市	平成 23 年 3 月	平成 28 年 3 月		公開中
2	朝霞市	平成 24 年 12 月	平成 29 年 3 月		公開中
3	桶川市	平成 17 年 3 月	平成 28 年 10 月		公開中
4	加須市	平成 19 年 3 月	平成 25 年 7 月	平成 30 年 3 月	公開中
5	川口市	平成 15 年 10 月	平成 28 年 4 月		公開中
6	川越市	平成 17 年 3 月	平成 22 年 3 月	平成 28 年 3 月	
7	行田市	平成 19 年 3 月	平成 26 年 3 月		公開中
8	久喜市	平成 18 年 6 月	平成 23 年 3 月	平成 28 年 3 月	公開中
9	熊谷市	平成 18 年 11 月	平成 24 年 3 月	平成 29 年 3 月	公開中
10	越谷市	平成 21 年 3 月			公開中
11	さいたま市	平成 18 年 3 月	平成 23 年 4 月	平成 28 年 3 月	公開中
12	坂戸市	平成 18 年 3 月	平成 23 年 3 月	平成 28 年 3 月	公開中
13	狭山市	平成 25 年 8 月	平成 30 年 5 月		公開中
14	志木市	平成 23 年 3 月	平成 28 年 3 月		公開中
15	草加市	平成 30 年 3 月			公開中
16	秩父市	平成 23 年 4 月			公開中
17	鶴ヶ島市	平成 18 年 4 月	平成 24 年 9 月	平成 29 年 4 月	公開中
18	所沢市	平成 21 年 3 月	平成 26 年 3 月		公開中
19	戸田市	平成 21 年 3 月	平成 26 年 3 月		公開中
20	新座市	平成 19 年 3 月	平成 23 年 3 月	平成 28 年 3 月	公開中
21	蓮田市	平成 29 年 6 月			
22	羽生市	平成 23 年 3 月	平成 28 年 3 月		公開中
23	飯能市	平成 22 年 3 月	平成 28 年 3 月		公開中
24	東松山市	平成 29 年 3 月			公開中
25	日高市	平成 16 年 3 月	平成 24 年 3 月		公開中
26	深谷市	平成 25 年 3 月	平成 30 年 3 月		公開中
27	富士見市	平成 20 年 3 月	平成 25 年 7 月	平成 30 年 4 月	公開中
28	ふじみ野市	平成 21 年 3 月	平成 26 年 3 月		公開中
29	本庄市	平成 24 年 4 月	平成 30 年 4 月		公開中
30	三郷市	平成 22 年 11 月	平成 27 年 11 月		公開中
31	八潮市	平成 15 年 4 月			
32	吉川市	平成 20 年 3 月	平成 27 年 4 月		公開中
33	和光市	平成 20 年 3 月	平成 25 年 3 月	平成 30 年 3 月	公開中
34	蕨市	平成 24 年 6 月			公開中
35	小鹿野町	平成 27 年 6 月			
36	神川町	平成 18 年 6 月			
37	三芳町	平成 24 年 3 月	平成 29 年 4 月		公開中
38	毛呂山町	平成 26 年 12 月			公開中
39	横瀬町	平成 28 年 3 月			公開中
40	吉見町	平成 18 年 5 月			
41	嵐山町	平成 30 年 4 月			公開中

※平成 31 年 2 月末現在（市名・町村名の 50 音順）

※策定市町村数：市……34 市（未策定：6 市 / 全 40 市）

町村……7 町村（未策定：16 町村 / 全 23 町村）

### 3 子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

二 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

三 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進

計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

二 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

三 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

四 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

二 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

三 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

五 子どもへの健全な成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。



## 4 関係法令・計画等一覧

### ○ 法律

- ・教育基本法（平成18年12月22日 法律第120号）
- ・学校教育法（昭和22年3月31日 法律第26号）
- ・文字・活字文化振興法（平成17年7月29日 法律第91号）
- ・子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年12月12日 法律第154号）
- ・図書館法（昭和25年4月30日 法律第118号）
- ・学校図書館法（昭和28年8月8日 法律第185号）
- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年6月26日法律第65号）
- ・義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年12月14日法律第105号）

### ○ 要領

- ・幼稚園教育要領（平成29年3月31日 平成29年文部科学省告示第62号）
- ・小学校学習指導要領（平成29年3月31日 平成29年文部科学省告示第63号）
- ・中学校学習指導要領（平成29年3月31日 平成29年文部科学省告示第64号）
- ・高等学校学習指導要領（平成30年3月30日 平成30年文部科学省告示第68号）
- ・特別支援学校小学部・中学部学習指導要領、特別支援学校高等部学習指導要領（平成29年4月28日 平成29年文部科学省告示第72号、第73号）

### ○ 計画

#### <国の計画>

- ・子供の読書活動の推進に関する基本的な計画  
第一次：平成14年8月 2日 閣議決定  
第二次：平成20年3月11日 閣議決定  
第三次：平成25年5月17日 閣議決定  
第四次：平成30年4月30日 閣議決定  
※第一次～第三次の名称：「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」
- ・第3期教育振興基本計画（平成30年6月15日 閣議決定）

#### <県の計画>

- ・埼玉県5か年計画－希望・活躍・うるおいの埼玉－（平成29年7月 埼玉県）
- ・埼玉県青少年健全育成推進プラン（平成30年6月 埼玉県）
- ・第3期埼玉県教育振興基本計画（平成31年3月 埼玉県・埼玉県教育委員会）

## 5 埼玉県子供読書活動推進会議設置要綱

(設置)

第1条 埼玉県における子供読書活動を推進するため、埼玉県子供読書活動推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(協議内容)

第2条 推進会議の行う協議は、次のとおりとする。

- 一 子供読書活動の推進に関すること。
- 二 子供の読書活動推進の広報・啓発に関すること。

(組織及び運営)

第3条 推進会議に委員長、副委員長及び委員を置く。

- 2 委員は別表1に掲げる者をもって充て、埼玉県教育委員会教育長が委嘱する。
- 3 委員長及び副委員長は、委員の互選により、選出するものとする。
- 4 委員の任期は、委嘱の日から翌年の3月31日とする。
- 5 委員長は、推進会議を招集し、主宰する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(庁内作業部会)

第4条 推進会議に庁内作業部会を置く。

- 2 庁内作業部会は、推進会議の協議事項の原案を作成する。
- 3 庁内作業部会に部会長、副部会長及び委員を置き、別表2に掲げる関係課の職員をもって充てる。
- 4 部会長は会議を招集し、主宰する。

(庶務)

第5条 推進会議の庶務は、教育局市町村支援部生涯学習推進課において処理する。

(その他)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

- 2 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年5月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年1月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年8月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年8月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月16日から施行する。

- 附 則  
この要綱は、平成26年8月7日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、平成27年4月16日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、平成28年4月27日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、平成30年1月19日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、平成30年4月3日から施行する。

別表1

**埼玉県子供読書活動推進会議委員**

委員	学 識 経 験 者
委員	家 庭 教 育 団 体
委員	民 間 団 体 ( 子 供 読 書 活 動 )
委員	市 町 村 教 育 委 員 会
委員	市 町 村 立 図 書 館 長
委員	放 課 後 児 童 ク ラ ブ ・ 放 課 後 子 供 教 室 関 係 者
委員	保 育 園 ・ 幼 稚 園 ・ 認 定 こ ど も 園 関 係 者
委員	公 立 小 学 校 長
委員	公 立 中 学 校 長
委員	県 立 高 等 学 校 長
委員	県 立 特 別 支 援 学 校 長
委員	県 立 久 喜 図 書 館 長

委員12名

別表2

**埼玉県子供読書活動推進会議庁内作業部会**

部会長	市 町 村 支 援 部 生 涯 学 習 推 進 課 長
副部会長	市 町 村 支 援 部 義 務 教 育 指 導 課 教 育 指 導 幹
副部会長	市 町 村 支 援 部 生 涯 学 習 推 進 課 主 席 社 会 教 育 主 事
委員	総 務 部 学 事 課
委員	県 民 生 活 部 青 少 年 課
委員	福 祉 部 少 子 政 策 課
委員	教 育 総 務 部 教 育 政 策 課
委員	教 育 総 務 部 財 務 課
委員	県 立 学 校 部 高 校 教 育 指 導 課
委員	県 立 学 校 部 特 別 支 援 教 育 課
委員	市 町 村 支 援 部 小 中 学 校 人 事 課
委員	市 町 村 支 援 部 義 務 教 育 指 導 課
委員	市 町 村 支 援 部 生 涯 学 習 推 進 課
委員	県 立 久 喜 図 書 館

部会長1、副部会長2、委員11名 計14名

## 6 埼玉県子供読書活動推進会議委員名簿（平成29・30年度）

【敬称略】

区分	所属等	氏名	備考
学識経験者	十文字学園女子大学准教授	いし かわ たか し 石 川 敬 史	委員長
家庭教育団体	埼玉県家庭教育振興協議会 理事	し 清 みず たかし 清 水 隆	平成29年度
		きく 菊 ち 地 ゆたか 菊 地 豊	平成30年度
民間団体 (子供読書活動)	一般財団法人 出版文化産業 振興財団 (JPIC) 専務理事	こ やなぎ たか し 小 柳 貴 史	
市町村教育委員会	東松山市教育委員会 社会教育課長	だ ざい ひで お 太 宰 英 郎	
市町村立図書館長	三芳町立中央図書館長	しろ た とみ こ 代 田 知 子	
放課後児童クラブ・ 放課後子供教室関係者	和光市生涯学習推進員	そ ね だ ゆき こ 曾根田 由貴子	
保育園・幼稚園・ 認定こども園関係者	埼玉県国公立幼稚園 ・こども園長会長	く ぼ し ま やすまさ 久保島 康正	
埼玉県 公立小学校校長会	加須市立大桑小学校長	お の だ まさのり 小野田 正範	平成29年度
	上尾市立平方北小学校長	の もと とみ こ 野本 智子	平成30年度
埼玉県中学校長会	川口市立小谷場中学校長	さか い とみ こ 坂井 知子	
埼玉県 高等学校長協会	埼玉県立蕨高等学校長	いそ がい あき ひろ 磯 貝 明 宏	
埼玉県 特別支援学校長会	埼玉県立宮代特別支援 学校長	こ いけ や え こ 小池 八重子	
県立図書館長	埼玉県立久喜図書館長	おい かわ たか ゆき 及 川 孝 之	平成29年度 副委員長
		たか はし かず はる 高 橋 和 治	平成30年度 副委員長

委員12名

## 7 検討の経過

年月日	会議	内容
平成 30 年 2 月 19 日	第 1 回庁内作業 部会	○第四次計画の策定について ○第三次計画における数値目標の達成状況について ○第 2 期埼玉県教育振興基本計画、埼玉県 5 か年計画 (H29-H33) との関連について ○国の基本計画との関連について
3 月 13 日	第 1 回推進会議	●第四次計画の策定について ●子供読書活動に対する委員ヒアリング 会場：埼玉教育会館
8 月 8 日	第 1 回庁内作業 部会 WG 会議※	◇第四次計画事務局原案作成 ◇第四次計画各課・館の取組分担案作成
8 月 21 日	第 2 回庁内作業 部会 WG 会議※	◇第四次計画事務局原案確認 ◇第四次計画各課・館の取組分担案確認
9 月 18 日	第 2 回庁内作業 部会	○第三次計画における数値目標の達成状況について ○第四次計画案について ○第四次計画各課・館の取組分担について
10 月 17 日	第 2 回推進会議	●第三次計画における数値目標の達成状況について ●第四次計画案について ●会場視察 会場：三芳町立中央図書館
12 月 21 日	第 3 回庁内作業 部会	○第四次計画案の修正について ○全体目標及び数値目標について
平成 31 年 1 月 31 日	第 3 回推進会議	●第四次計画の修正について ●全体目標及び数値目標について 会場：埼玉県県民健康センター

※庁内作業部会WG会議：庁内作業部会における計画の原案作成を目的に、同部会の 4 課 1 館（高校教育指導課・特別支援教育課・義務教育指導課・生涯学習推進課・久喜図書館）で構成する会議。



埼玉県マスコット「さいたま丸」

**埼玉県子供読書活動推進計画（第四次）**

平成31年3月

埼玉県教育委員会

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話 048-824-2111（代表）